

所定疾患施設療養費について

平成30年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適応する観点から肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内の対応について、以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えております。厚生労働省が定める基準に基づき、当施設における所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【条件】

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に1回に連続する10日間を限定とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹
 - ・蜂窩織炎
 - ・慢性心不全の増悪（2024.4.1～追加）
4. 算定の場合にあたっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

【所定疾患施設療養費 算定状況】

2025年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
人数	21	7	14	11	14	8	11	11	19	4	9	9	138
日数	119	43	77	65	65	38	60	70	84	20	43	43	727

2024年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
人数	9	16	28	15	10	13	14	8	10	14	9	10	156
日数	33	82	129	95	65	40	67	40	51	74	38	54	768

2023年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
人数	8	10	12	9	16	9	40	8	9	13	12	10	156
日数	48	63	62	40	90	31	242	36	49	63	64	50	838

2022年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
人数	15	16	13	10	16	13	11	10	7	12	8	14	145
日数	77	80	77	49	77	71	67	48	35	78	34	76	769

2021年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
人数	11	6	4	7	13	13	11	14	9	11	9	10	118
日数	80	24	23	48	75	70	68	77	54	59	45	44	667

2020年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
人数	6	10	10	6	14	12	4	4	8	8	5	12	99
日数	21	49	49	35	65	64	19	19	44	27	23	57	472